

入院したときの食事代が変わります

国の制度改正に伴い、**令和8年6月1日**から入院した際の食事代の標準負担額が変わります。1食につき最大40円引き上げとなります。

(1食あたり)

	区分	入院日数	令和8年5月 まで	令和8年6月 から
A	住民税課税世帯	日数にかかわらず	510円	550円
B	住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ ※2	過去12ヶ月以内で90日までの 入院日数	240円	270円
		過去12ヶ月以内で90日を超える 入院日数 別途申請が必要※1	190円	220円
C	低所得者Ⅰ ※2	日数にかかわらず	110円	130円

※1 入院日数が90日を超える場合は、別途、窓口にて申請することで減額されます。
(マイナ保険証を利用する場合でも申請が必要です。)

※2 住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの方がマイナ保険証を利用しない場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「標準負担額減額認定証」の提示が必要ですので、窓口にて申請してください。

- 住民税課税世帯で、指定難病の方などの食事代は一部**330円【300円】**の場合があります。
- 療養病床に入院する65歳以上の方は、食事代(1食あたり**550円【510円】**)に加えて、居住費(1日あたり**430円【370円】**)が自己負担となります。所得や疾病などにより、負担が軽減される場合があります。

※ 【 】内の金額は令和8年5月までのものになります。

【問合せ先】

小林市役所 ほけん課
国保グループ 0984-23-0116

【手続き窓口】

小林市役所 ほけん課
野尻・須木庁舎(住民生活課)